

第5編

旧復急応

第1章 ライフライン施設の応急復旧

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。これらの施設は、どれも市民の日常生活に欠くことのできないものであり、被災後の速やかな応急復旧が必要である。

第1節 電力施設

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生の防止及び被害の軽減、応急復旧に努める。

第1項 中国電力ネットワーク株式会社が実施すべき応急対策

所管する電気施設等に災害が発生した場合の対応については、災対法第39条の規定に基づき策定した防災業務計画により、速やかに応急措置を実施する。

1 災害対策の基本方針

災対法、電気関係法規及び中国電力ネットワーク株式会社の諸規定に立脚して、総合的・長期的視野に立った災害対策を推進する。

2 災害発生時の防災体制

(1) 防災活動体制

防災体制は、警戒体制、非常体制、特別非常体制に区分し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、本社及び各事業所において必要な防災体制をとる。

① 防災体制発令の考え方（山口ネットワークセンター）

区 分	発 令 基 準
警戒体制 (災害準備対策室)	・ 台風等が接近し、サービス区域に一定の被害が予測される場合 ・ 山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に警戒体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 非常体制が発令された事業所がある場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合
非常体制 (災害対策室)	・ 山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・ 特別非常体制が発令された事業所がある場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	・ サービス区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなどの社会的影響が非常に大きい場合 ・ 山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に特別非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合

(2) 構成及び任務

中国電力ネットワーク(株)の社内規程に基づき、別に定める。

(3) 防災体制時の情報連絡経路

防災体制時の情報連絡経路は、「防災体制下の情報・指令伝達経路」による。

3 災害応急対策

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。

対策事項	実施する措置
(1) 災害に関する予報及び警報の伝達方式	① 災害に関する予報及び警報の伝達方式は、社内通信設備による。 ② 社内通信施設の被災又は故障により伝達ができないときは、局線・非常通信協議会構成員の無線施設を利用する。
(2) 災害時における災害に関係ある情報の収集	① 社内情報の収集は、社内規程による。 ② 社外からの情報は、災対法に定める各機関から適宜収集する。 ③ 隣接電力会社間の情報の収集・伝達は、原則として各社通信設備を利用する。
(3) 災害時における市への情報伝達	① 伝達を要する場合 ア 気象予警報が発表され、中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターに災害対策本部広報班が編成されている間の被害状況。 イ 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。 ② 伝達内容 中国電力ネットワーク(株)山口ネットワークセンターと市(防災危機管理課)が協議して別に定める。 ③ 伝達系統図 ア 山口ネットワークセンター及び市に災害対策本部が設置された場合 中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター 災害対策本部広報班 TEL 083-921-3644 FAX 083-921-3521 ↔ 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 イ ア以外の場合 ・営業時間内 ①中国電力ネットワーク(株) ネットワークサービスセンター TEL0120-611-908 ②中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター ネットワークサービス課 TEL 083-921-3644 FAX 083-921-3521 ↔ 市(防災危機管理課) TEL 0834-22-8208 FAX 0834-22-8806 ・営業時間外、休日 ①中国電力ネットワーク(株) ネットワークサービスセンター TEL0120-611-908 ②中国電力ネットワーク(株) 山口ネットワークセンター ネットワークサービス課長 TEL 070-8718-6277 FAX 083-921-3521 ↔ 市(本庁中央監視室) TEL 0834-22-8332

(4) 応急対策要員の確保	あらかじめ定める動員計画に基づき、必要な要員を確保する。
(5) 応急対策用資機材の確保	① 予備品、貯蔵品等の在庫品の活用 ② 他事業所等からの調達
(6) 災害時における電気の保安	① 電気施設及びその付近に災害が発生した場合には、可及的速やかに技術員を現場に派遣し、送電を継続することが危険と認められるときは、当該範囲に対する送電を停止する等、危険予防の措置を行う。 ② 特に火災の場合は、現場の警察官・消防関係者と緊密な連絡をとり、危険予防の措置を行う。 ③ 被災直後の感電又は復旧後の通電による漏電火災等の二次災害防止に必要な広報活動を実施する。
(7) 災害時における応急工事	① 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 ② 応急工事を実施するため必要な用地、資材の緊急確保及び工事車両通行のための道路除雪などについては、状況により、市長に協力を要請する等適切な方途を講ずる。
(8) 災害時における広報	① 広報活動 災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 ② 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、中国電力ネットワークホームページやSNS、停電情報アプリ等の活用や広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 災害復旧対策

- (1) 復旧に際しては、被害の状況、設備の重要度、その時点の工事能力及び復旧資材の状況等を総合的に勘案して、極力短期日の復旧に努める。
- (2) 復旧順位は、系統及び負荷の重要性等を考慮し、復旧効果の大なるものから行うが、原則として次の方針による。
 - ① 電源側
主要水・火力電源に関連する送変電設備並びに超高圧系統に関連する送変電設備を優先し、次いでその他電源とする。
 - ② 負荷側
治安上必要な一般電灯、保安用電力、防災に関する公共機関、基幹病院、社会福祉施設、ライフライン施設を最優先とし、順次一般用電力とする。

5 保安対策

- (1) 火災時の措置
火災又は注水により危険があると認めた場合及び消防関係者、警察官の命令があった場合は、次により送電を停止する。
 - ① 高圧線 最寄りの開閉器
 - ② 低圧線 変圧器の一次側又は低圧線路の適当な箇所

③ 引込線 柱上分岐点

(2) 非常災害時の措置

暴風雨、洪水等非常災害時において、冠水等で危険と認めたときは、当該範囲の送電を停止する。

第2項 県営電力施設が実施すべき応急対策

災害等により、県営電力施設に被害が発生した場合又はおそれのある場合における応急復旧対策に必要な措置について定める。

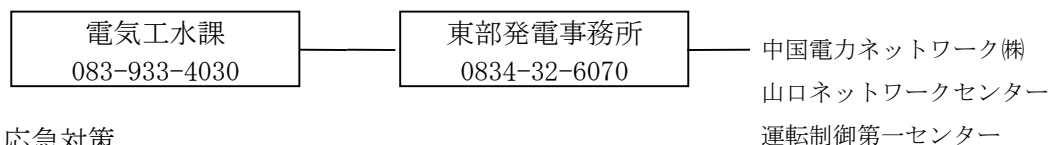
1 電力の供給

電力施設	供 給 先
佐波川発電所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給
徳山発電所	中国電力ネットワーク(株)徳山変電所に供給
末武川発電所	中国電力ネットワーク(株)末武変電所に供給
菅野・水越発電所	中国電力ネットワーク(株)錦川第一変電所に供給

2 応急対策

(1) 情報連絡体制

災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。



(2) 応急対策

① 発災直後の保安

発電所に係る災害が発生した場合、各発電所の操作マニュアル・系統利用協定書による操作を行い、二次災害の発生を防止するとともに、水力設備・機械設備・土木設備等の保全に努める。

② 復旧体制

事業所長は、必要な職員を動員して災害箇所を確認し、必要な処置を行うとともに、関係機関と密接な連絡を行い、復旧に努める。

3 保安対策

必要に応じ中国電力ネットワーク株式会社の指示により送電を停止する。

第3項 電気事業者・一般送配電事業者が行うべき平常時の備え

電気施設が被災した場合には、二次災害を防止し、速やかに応急措置を講じ施設設備の機能を維持する必要があるため、情報連絡体制の整備、応急対策要員の確保等に係る体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、他部署からの応援、同種の会社、関連企業等からの応援等も含めた体制の整備に努める。

第2節 ガス施設

災害等が発生し、ガス施設に被害が生じた場合、ガスに起因する二次災害の発生を防止するとともに、被災者の生活確保のための応急復旧を実施し、ライフライン施設としての機能の維持を図る。

第1項 ガス事業者（旧一般ガス事業者）の応急対策

1 災害時の活動体制

非常災害が発生した場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、ガス事業者は、本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。

(1) 非常災害対策組織及び系統

山口合同ガス株式会社災害発生時応急活動体制による。

(2) 地区対策本部活動組織及び連絡体制

事業所名	代 表	緊 急	携 帯
本社対策本部（下関）	0832-23-2115	083-233-3802	080-2923-9451
徳山支店	0834-28-6000	0834-28-1891	080-2924-0390
光営業所	0833-74-1717		
下松営業所	0833-41-3327		

2 応急対策

(1) 災害により、所管するガス供給設備等に被害が発生した場合における応急対策は、ガス事業者があらかじめ作成している計画に基づき、必要な応急措置を実施する。

対策事項	実施する措置
① 災害時における初動措置	ア 県、市町防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 イ 供給設備等の点検 ウ 工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 エ 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 オ その他状況に応じた措置
② 応急措置	ア 各事務所等是有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置にあたる。 イ 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 ウ 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。 エ 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 オ ガス貯蔵設備が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
③ 復旧対策	ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施する。 ア ガス設備の復旧活動 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 a 工場における復旧作業 b 整圧器における復旧作業 c 高圧・中圧導管の復旧作業 e 低圧導管と需要家設備の復旧作業 イ 供給再開時における事故発生防止措置 ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。

	a 工場 ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。 b 供給設備 二次災害を防止するための点検措置を実施する。 c 需要家設備 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用を再開する。
④供給を停止した場合の需要家への周知措置	ア ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、次の内容について周知する。 a ガスの供給を停止したこと。（停止地区をわかりやすく） b ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 c ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。 イ 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えとともに、広報活動への協力を要請する。 ウ 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。
⑤資機材の調達・応援体制	ア 資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 a 取引先、メーカー等からの調達 b 各事業所間の流用 c 他ガス事業者からの融通 イ 応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、地震発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国地方部会を通じて、日本ガス協会に連絡を行う。

(2) ガス事業者は、「災害時連携計画」に基づき、ガスの安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えることとし、事業者相互の連携・協力に努めるものとする。

第2項 ガス事業者（旧簡易ガス事業者）の応急対策

- (1) ガス事業者(旧一般ガス事業者)に準じた応急対策をとり、被害の拡大防止及びガス供給の再開に努める。
- (2) (社)日本簡易ガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し、相互に必要な援助活動を行う。

第3項 LPガス、燃焼器具の供給対策

大規模な災害等が発生した場合において、熱源の確保は、医療救護活動あるいは被災者が日常生活を営むうえでの重要な対策となる。

LPガスは、熱源の中でも災害に強い熱源であり、その機動性等から災害時の応急熱源として、特に大きな効果を期待できる。

1 調達・供給確保

- (1) 市においてLPガス等の確保が必要となった場合は、県災対本部（防災危機管理課）にあつせんを要請する。
- (2) 県災対本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、(一社)山口県LPガス協会に要請する。
- (3) (一社)山口県LPガス協会は県災対本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を県災対本部に

通知する。

(4) 県災対本部は、市に通報する。

(5) 通報を受けた市は、当該事業者連絡し、必要なLPガス等を調達する。

※参考資料 … ガス事業者一覧〔資料編 9-5〕

第4項 ガス事業者が行うべき平常時の備え

二次災害の発生を防止するため、発災時の初動措置、応急措置及び応急復旧に必要な活動体制の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努める。

第3節 水道施設

災害により水道施設等への被害が発生し、応急給水が長期に及ぶと被災住民の生活安定に重大な影響を与える。

このため上下水道局は、あらかじめ被災施設の応急対策・復旧活動について必要な事項を定め迅速な復旧を実施することとしている。

県は、市が実施する応急対策等について、必要な指導及び援助を行う。

※担当【全】上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

第1項 災害時の活動体制

1 動員体制の確立

(1) 要員の確保

① 災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動等に従事する要員を確保するため、あらかじめ、職員の配備体制を確立し、担当業務を明らかにしておく。

② 休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合は、職員は被害状況に応じ、上下水道局又は熊毛及び鹿野総合支所に参集し、応急対策に従事する。

③ 水道関係職員で不足する場合の人員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（生活衛生班）及び（公社）日本水道協会山口県支部へ応援を求める。

この場合の手順等については、あらかじめ防災危機管理課と協議しておく。

(2) 関係機関及び関係業者への協力要請

① 被災施設の応急処置及び復旧は、業者に委託して実施することから、指定給水装置工事事業者等へ協力要請を行う。

この場合、市内業者も被災していることが考えられることから、隣接、近接市町又は県災対本部（生活衛生班）に応援要請を行い、必要業者の確保を図る。

② 隣接、近接の市町に対して応援を要請するが、それでも対応できないと判断されるときは、県災対本部（生活衛生班）に対して、他県等への要請を依頼する。

(3) 情報連絡活動

① 応急対策を効率よく実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要になる。このことから、情報収集の手段、連絡手段、受持地域、内容等をあらかじめ定め、災害発生時に混乱が起きないようにしておく。

② 大規模災害による被害が発生した場合は通常広範多岐にわたることから、他の協力を必要とする事態も多分に生じる。このため、市災対本部との連絡調整に必要な要員をあらかじめ指定するなどしておく。

2 応急対策

対策事項	実施する措置
(1) 災害復旧用資機材の整備	① 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 ② 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ隣接・近接市町と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておく。
(2) 施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 ③ 次の管路等については、優先して点検を行う。 ア 主要送水管路 イ 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 ウ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 エ 河川、鉄道等の横断箇所
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ① 取水、導水、浄水施設の給水所取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 ② 送水・配水管 ア 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、市災対本部、消防機関、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないよう努める。 イ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

3 復旧対策

復旧にあたっては、再度の被災防止を考慮に入れ、必要な改良復旧を行うとともに、計画的に復旧対策を進める。

対策事項	実施する措置
(1) 取水・導水施設の復旧活動	取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。
(2) 浄水施設の復旧活動	浄水施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
(3) 管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、次により実施する。 ① 復旧にあたっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 ② 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 ③ 送水・配水管路における復旧の優先順位 ア 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 イ 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 ④ 給水装置の復旧活動 ア 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 イ 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
(4) 広報活動	① 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも、水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 ② 広報活動は、広報紙、広報車、看板（告知板）、防災行政無線等市独自によるもののほか、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 ③ 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期す。

※参考資料 … 水道業者一覧〔資料編 9-3〕

第2項 水道事業者が行うべき平常時の備え

災害時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、水道事業者相互間、関係業者団体等との応援協定により、応急復旧体制の充実に努める。

第4節 下水道施設

下水道は市民の日常生活に大きくかかわっており、災害により施設に被害が生じた場合は、衛生対策上、また被災者の生活に重大な影響を与える。

このため、下水道主管課は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

※担当【全】上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

第1項 災害時の活動体制

市の非常配備体制に基づいて職員を配置し、下水道施設の被害に対し迅速に応急活動を実施する。

1 要員の確保

- (1) 災害時における応急措置、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備体制を確立し、担当業務、担当者を定めておく。

この場合、休日、夜間等の勤務時間外に発生した場合についても、迅速な対応がとれるようにしておく。

- (2) 下水道関係職員が不足する場合の要員の確保は、庁内各部局、隣接、近接の地方公共団体、県災対本部（都市施設対策班）に対して応援を求める。

2 関係機関及び関係業者への協力要請

- (1) 被災施設の応急処置及び復旧は、通常業者に委託して実施することとなるため、あらかじめ関係業界等と災害時の対応について協議をしておき、必要に応じ要請する。
- (2) 大規模災害等発生の場合、市内の業者については被災していることが考えられるため、隣接、近接市町村又は県災対本部（都市施設対策班）に応援あっせんの要請を行い、必要業者の確保を図る。

3 情報連絡活動

- (1) 応急対策を速やかに実施するためには、正確な情報を迅速に収集・伝達することが必要となることから、あらかじめ情報収集の手段、連絡方法、受持地域、内容等を明確にしておき、災害発生時に混乱がおきないようにしておく。
- (2) 市本部、外部機関等との連絡調整が円滑にできるよう、必要な要員を配備する。

第2項 応急対策

1 災害復旧用資機材の整備

応急措置に必要な資機材（発動電動機・空気圧縮機・水中ポンプ等）について、調達先等を把握整理し、確保体制を講じておく。

2 施設の点検

災害発生後は、速やかに施設を点検し、被害状況を把握する。

- (1) 処理施設、ポンプ場、管渠等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 管渠等については、巡回点検を実施し、漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度の把握に努める。

3 応急措置

- (1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。
- (2) 管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を講じる。

(3) 工事施工中の箇所については、請負者に被害を最小限に止めるよう指示を行い、必要に応じて、現場要員の張り付け、必要資機材の確保を行わせる。

4 応急仮設トイレの確保

所管する施設に被害が発生し、下水道が使用不可能となった場合は、代替策として、応急仮設トイレ等の確保を行う。

この場合、リサイクル推進課と連携を図りながら、協力して実施する。

第3項 復旧対策

1 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。

停電となった場合は、非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設

復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠、排水枳、取付管の復旧を行う。

3 広報活動

公共施設の被害は、市民の生活を直撃し、不安感の醸成につながることから、適時適切な広報活動が必要となる。

このため、被害状況、復旧予定、状況等について広報活動を実施する。広報活動は、広報紙、広報車、看板（告知板）、防災行政無線（同報系）等、市独自によるもののほか、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。

第4項 下水道事業者が行うべき平常時の備え

下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

第5節 電気通信設備

今日、市民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。

災害時における通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。そこで、それを防止するため、各種通信施設の確保、復旧等に努める。

第1項 NTT西日本株式会社が行う災害時の応急活動体制

災害が発生した場合、NTT西日本株式会社山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「NTT西日本株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

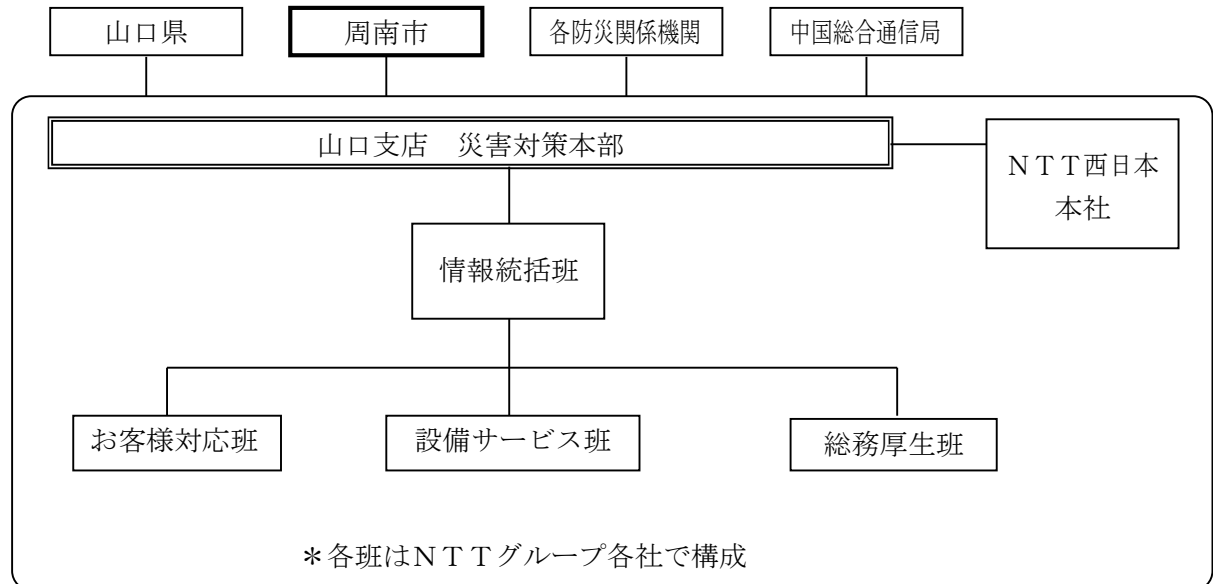
(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めた時は、NTT西日本株式会社職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。

- (2) 災害対策本部には、「情報統括班」、「設備サービス班」、「お客さま対応班」、「総務厚生班」を設けて本部指示のもとに、被害状況、通信その他の疎通状況の把握等及び重要通信並びに街頭公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。

2 災害情報連絡体制の確立

災害が発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

① 災害状況等の連絡経路

山口支店災害対策組織は、事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。

② 災害対策情報の伝達

山口支店は、事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

③ 災害対策情報の広報及び報告

ア 市（防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は山口支店災害対策室）が行う。

イ 報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、広報班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。

ウ 市へ伝達を要する場合

- ・ 重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合
- ・ 気象警報発表中における一般電話のり障状況

④ 災害速報

ア 災害速報と災害状況

災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明次第災害状況を取りまとめ報告する。

イ 報告の期間

災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものと

する。

⑤ 災害対策組織設置報告

災害対策組織を設置した場合には、その日時並びに情報連絡責任者正副 1 名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡する。

⑥ 社内外への災害情報の周知

ア 社内

- ・支店内は、店内放送により災害情報を周知する。
- ・事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。

イ 社外

- ・広報班から災害情報を提供する。

3 応急対策

(1) 災害対策機器の配備

① 非常用移動電話局装置類

災害により、N T Tの交換機等が被災したときの代替交換機及び電源装置として、非常用可搬形デジタル交換装置、大容量可搬形電話局装置、非常用電子交換機及び非常用移動電話局装置を備えている。

② 無線装置

途絶地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。

③ 移動電源車

災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。

④ 応急復旧ケーブル

応急復旧用として各種のケーブルを配備している。

(2) 特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け

① 特設公衆電話の開設

救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む。）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。

② 緊急・非常扱い電報の受付け

ア 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付番号 115 番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱い所に申し出るものとする。

イ 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。

(3) 電気通信設備の点検

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。

① 電気通信設備の巡回、点検並びに防護

② 災害対策用機器及び車両の点検、整備

③ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配

(4) 応急措置

災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

① 臨時回線の作成

- ② 中継順路の変更
- ③ 規制等疎通確保
- ④ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）の運用
- ⑤ 特設公衆電話の設置
- ⑥ その他必要な措置

4 復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連、情勢の緊急度、被災地域・被災施設の状況等を勘案しながら、次の工事迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
- (4) 災害復旧工事の計画
 - ① 応急復旧工事
 - ② 現状復旧工事
 - ③ 本復旧工事
- (5) 復旧の順位等

被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

第2項 株式会社NTTドコモ中国支社が行う災害時の応急活動体制

災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。

1 応急対策

(1) 防災組織

非常災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、本社及び山口支店内に災害対策本部を設置する。

(2) 移動通信サービス復旧順位

公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、次の措置を行う、
なお、重要通信を確保する機関については、この限りではない。

順 位	復 旧 サ ー ビ ス	
第1順位	衛星電話サービス（陸上・海上）	
第2順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	重要通信を確保する機関の通話サービス
第3順位	自動車携帯電話サービス 航空機電話サービス	一般電話サービス
第4順位	第1順位、第2順位、第3順位に該当しないもの	

- ・重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関、ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及びこれ以外の国又は地方公共団体

(3) 公共通信の応急対策

災害救助法が適用された地域については、被災地の避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出を考慮する。

(4) 可搬型無線基地局装置（P－B T S）

可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き、迅速に重要回線を確保する。

第3項 通信事業者が平常時からすべき備え

通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因になるとともに、社会的混乱のおそれをきたすなどその影響が大きいため、他部署からの応援、関連企業等からの応援等も含め、通信施設設備の確保、応急復旧及び復旧対策に必要な体制の確立を図るとともに、必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

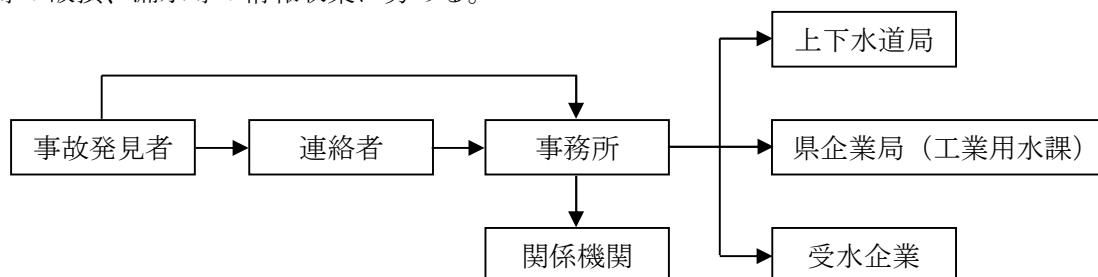
第6節 工業用水道施設

工業用水道は、企業活動にとって必要不可欠なものであり、災害等により工業用水道施設に被害が発生した場合は、産業経済活動に与える影響も大きいため、応急・復旧に努める。

第1項 情報連絡体制

災害発生直後は、被災状況の把握が急務であるため、管理事務所の監視装置によるデータの収集を行うとともに、施設の巡視を行う。

また、本局、出先及び各ユーザーを含めた連絡体制を密にしながら、関係機関及び市民等から管路等の破損、漏水等の情報収集に努める。



第2項 応急対策

1 発生直後の保安

工業用水道施設は、配水管、貯水槽等の施設を有していることから、当施設の損傷等による二次災害の発生を防止するため、当該地域における総合的な対応マニュアルに基づき、応急措置を講じ、被害を最小限に止める。

第3項 復旧対策

施設台帳、管路台帳等の関係図書類及び資機材（管種管径に応じた継輪、携帯用発電機、排水ポンプ等）を整備し、迅速な処置がとれるようにしておくとともに、あらかじめ緊急事故対応業者を選定しておき、早急に対応させる。

第2章 公共土木施設、公共施設等の応急復旧

道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、市民の日常生活に大きくかかわっている。

また、病院、社会福祉施設、学校、市民センター、社会教育施設等の公共施設も同様であり、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、市民生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。

このため、これらの公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策を講じる。

第1節 公共土木施設

災害が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況の把握に努め、施設の機能回復に必要な応急復旧措置を講じる。

また、消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

第1項 応急措置及び応急復旧対策

1 道路・橋梁

災害が発生した場合、市及び各道路管理者等は、所管する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るために、交通規制等の措置、あるいは、迂回路の選定など通行車両の安全対策を講じるとともに、道路状況等について、パトロールカー、報道機関等の協力を得て適時適切な広報を実施するほか、被災箇所については応急措置及び応急復旧工事を実施する。

※参考資料 … 第4編第5章第2節「緊急道路啓開」

(1) 災害時の応急措置

被害状況の把握及び応急措置の実施は、緊急輸送路を優先して実施する。

実施機関名	応 急 措 置
市・県	① 道路、橋梁の被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 ② まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 ③ 次に、二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。 ④ 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。 ⑤ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
警 察	① 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 ② 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 ③ 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 ④ 危険物の流出が認められた場合、必要に応じ、直ちに避難誘導活動を行う。 ⑤ 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

中国地方整備局	① 所管する道路及び橋梁の被害状況を速やかに把握する。 ② 県防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。
西日本高速道路株式会社	① 災害発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。 ② 県防災計画に指定されている緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。 ③ パトロールカー及び情報板、看板および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighwayのX公式アカウント等により、また報道機関（テレビ、ラジオ）の協力を得て、適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。 ④ 災害発生時の通報体制 県災対本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面通行止め、市民に重大な被害を与える事故の発生」とする。 県災対本部が設置されていない場合は、県防災危機管理課へ連絡する。

(2) 応急復旧対策

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	① 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送道路の道路啓開を最優先に行う。 ② その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要な道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 ③ 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 ④ 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せて発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じる。 緊急時でそのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じ、事後関係者に連絡する。
中国地方整備局	被害を受けた道路について、緊急輸送路その他の道路の順に応急復旧工事を行い、道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施し、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下1車線の走行が可能な状態になるよう復旧させる。

※担当【全】道路課、消防本部（熊毛地域は、光地区消防組合消防本部）

【熊】【鹿】産業土木課

2 河川、ダム、ため池及び内水排除施設

暴風、高潮等により、堤防、護岸、ダム及び海岸保全施設等が破壊、決壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧及び浸水の排除に必要な措置を講じる。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市	① 水防活動と並行して、市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 ② 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じる。 ③ 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 ④ 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による

	被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
県	① 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水等の管理施設の被災点検を実施する。 ② 市が応急措置を実施するうえで必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 ③ 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法による。 ④ 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し市へ派遣する。 ⑤ 特に、市民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、概ね次のとおり。 ア 堤防の破堤、護岸、天然海岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば市民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。 イ 河川が埋まり、流水の疎通を著しく阻害するもの。 ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。 ⑥ 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
中国地方整備局	① 災害が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び附属設備の点検を実施する。 ② 堤防、護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。

※担当【全】農林整備課、河川港湾課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

3 港湾・漁港施設

港湾、漁港施設は、道路等の陸上輸送と併せ、物資の流通に大きな役割を担っている。

特に、大規模災害が発生し陸上輸送路が途絶したときには、海上による輸送の必要が生じる。

暴風、高潮により、港湾、漁港等のけい留施設、荷揚げ施設等が被災した場合には、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策
市・県	① 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 ② 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 ③ 海上輸送基地として指定された港湾、漁港 徳山下松港については、機能の確保が早期に図られるよう、応急復旧工事に着手する。 ④ 港湾・漁港に係る応急工事 ア 後背地に対する防護

	高潮、高波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 イ 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として、しゅんせつを行う。 ウ けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
徳山海上保安部	災害発生と同時に海上船舶交通確保のため、次の応急措置を実施する。 ① 被災区域の交通規制の実施 ② 被災区域内の交通整理 ③ 航路障害物の除去 ④ その他防災上の措置 ア 気象情報の収集伝達 イ 船舶在泊状況の把握 ウ 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 エ 危険物荷役の中止勧告 オ 港内整理及び避泊錨地の推薦 カ 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 キ 必要に応じ、移動命令及び航行制限 ク 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 ケ 海上における流出油等の防除 コ 船舶火災、海上火災の消火活動 サ 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請

※担当【全】水産振興課、河川港湾課

4 海岸保全施設

海岸施設が、暴風、高潮等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御し、被害が生じた場合は、二次災害から市民を守るため必要な応急措置、復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	① 気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想される場合は、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 ② 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、市民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 ア 堤防 イ 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの

※担当【全】水産振興課、河川港湾課

5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、二次災害から市民を守るための必要

な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。特に、市民の安全確保上緊急に復旧工事を行う必要のある施設は、次のとおりである。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	① 砂防施設 ア えん堤、床止、護岸、堤防、山腹工事又は天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれがあるもの イ 流路工若しくは床止の埋そく又は埋没で、これを放置すると著しい被害が生ずるおそれのあるもの ② 地滑り防止施設 施設の全壊若しくは決壊、埋そく又は埋没で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの ③ 急傾斜地崩壊防止施設 擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は決壊で、これを放置すれば付近住民の安全確保に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの ④ 流路工に係る応急工事 ア 流路工が決壊したとき、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は鉄柵等をもって出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。 イ 仮設工事では、著しく手戻り工事となるか又は効果がないと認められる場合は、応急本工事として、被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。 ⑤ 砂防えん堤に係る応急工事 砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう、板柵その他の応急工事を施工する。

※担当【全】河川港湾課

【熊】【鹿】産業土木課

6 治山・林道施設

治山・林道施設は、その所在する地理的条件から、様々な災害現象による被害を受けやすい。災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、必要な応急復旧工事を実施する。

実施機関名	応 急 復 旧 対 策
市・県	① 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤、護岸又は山腹工事、地滑り防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 ② 林道施設 ア 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 イ 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 ・林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき ・復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合 ・孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合

※担当【全】農林整備課

第2項 応急工事施工の体制

1 要員・資材の確保

市は、災害発生時における応急措置、応急復旧工事を迅速に実施するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておく。

(1) 業者の現況把握及び動員

市は、市内業者の施工能力を常に把握し、災害時には、緊急動員できるよう適切な措置を講じる。

(2) 建設機械、応急復旧用資材の確保

応急措置、応急復旧工事を迅速に施工するため、市は、大型建設機械及び土のう用袋、かます、杭等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場等の応急用器具の調達先を把握しておき、緊急確保の措置を講じる。

輸送体制についても、あらかじめ輸送方法、輸送経路等を定め、緊急時に混乱を起こさないようにしておく。

※担当【全】農林整備課、水産振興課、道路課、河川港湾課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

※参考資料 … 浄水剤（消毒剤）主要取扱業者一覧〔資料編 9-1〕

応急給水機器材所在状況〔資料編 9-2〕

水道業者一覧〔資料編 9-3〕

井戸掘削業者一覧〔資料編 9-4〕

ガス事業者一覧〔資料編 9-5〕

清掃施設・機材等の状況〔資料編 9-6〕

高圧・低圧発電機業者保有状況〔資料編 9-7〕

2 応援要請

大規模災害が発生した場合において、市単独で対応できない場合には、隣接市町、県等に必要な資機材の提供及び職員の派遣等を要請し、応急復旧に努める。

なお、自衛隊の派遣要請も併せ実施し、対応する。

※担当【全】防災危機管理課

第3項 平常時からの備え

(1) 被災施設設備の迅速な応急復旧に必要な情報収集・連絡体制、活動体制の確立に努める。

また、民間業者団体等の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結するなどの措置を講ずる。

(2) 応急復旧に必要な各種資機材について常に把握し、調達を必要とする資機材については、あらかじめ民間業者等と協定を締結するなどの措置を講じておく。

※担当【全】農林整備課、水産振興課、道路課、河川港湾課、都市政策課、上下水道局

【熊】【鹿】産業土木課

第2節 公共施設

市が所管する病院、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災住民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応をとる。

※担当【全】防災危機管理課、地域づくり推進課、市民センター、文化振興課、地域クラブ推進室、スポーツ振興課、環境政策課、人権推進課、人権推進施設、地域福祉課、高齢者支援課、生活支援課、地域医療課、病院管理課、こども保育課、あんしん子育て推進課、農業振興

課、農林整備課、公園花とみどり課、教育政策課、生涯学習課、学校教育課、学校、体育施設、その他主要施設管理者及び所管課

【本】各支所

【新】【熊】【鹿】地域政策課

第1項 応急対策

市は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

1 応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

- (1) 災害情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 避難誘導等利用者の安全確保措置
- (3) 応急対策を実施する組織体制の確立
- (4) 火災予防等の事前措置
- (5) 応急救護措置
- (6) 施設設備の点検

2 災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

(1) 緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

(2) 被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

(3) 応急対策の実施

- ① 被災当日及びその後における施設の運営
- ② 施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置
- ③ 利用者・入所者の家族への連絡措置

(4) 報告・応援要請

管理者は、被災状況について市及び県の各施設所管課に報告するとともに必要な応援要請を行う。

第2項 復旧対策

各施設管理者は、市及び県の各施設所管課と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

また、二次災害の防止や施設の応急復旧を効果的に行うため、施設の危険度判定を実施する。

第3項 平常時からの備え

災害発生時において、病院、社会福祉施設及び学校等公共施設の的確な応急・復旧措置は、被害の軽減につながることから、施設管理者は平常時から、施設利用者等の安全を確保するための応急措置、災害活動及び救助等にかかる体制の整備をしておく。

第3節 鉄道施設

公共輸送機関として、多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、市民生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

なお、鉄道施設については、西日本旅客鉄道(株)・日本貨物鉄道(株)の定める計画による。

第1項 平常時からの備え

多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命に関わる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講じる必要があることから、発災時の初動措置等（運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動等）に必要な体制の確立、復旧活動に必要な体制の確立に努める。

第4節 市民への広報

公共土木施設及び公共施設等の損傷により二次災害が発生するおそれのある場合、市長及び公共施設の管理者は、必要に応じて、市民に対し広報活動を実施する。

第3章 応急住宅対策

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等を行う。

第1節 応急仮設住宅の供与

災害のため住家が滅失した被災者は、応急的に避難所に収容されるが、避難所は、被災直後の混乱時に避難しなければならない者を一時的に収容するものであるから、その期間は短期間に限定される。

このため、これら被災者の一時的な居住の安定を図るため、公営住宅等の確保に努め、救助法の規定に基づき応急仮設住宅を供与する。

第1項 公営住宅等の確保

1 公営住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、県及び市は、積極的に県営住宅、市営住宅の確保に努める。

2 入居資格等

- (1) 公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておく。
なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮する。
- (2) 被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び周南市営住宅条例（以下「公営住宅法等」という。）を準用する。
 - ① 入居期間は、原則として1年以内とする。
 - ② 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
 - ③ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
 - ④ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- (4) 被災者か否かは、原則として市が発行する罹災証明書等により行う。
- (5) 一時的な入居を行った者で被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替える。

3 他の事業主体への要請

- (1) 公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定に基づき、県が隣接県等に対し、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 県は、独立行政法人都市再生機構が所管する公的住宅についても、その確保、提供を要請する。
- (3) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

※担当【全】住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対して知事（委任を受けた市長）は、救助法の規定に基づき建設（以下「建設型応急住宅」という。）

又は民間賃貸住宅等を借上げる（以下「賃貸型応急住宅」という。）ことにより応急仮設住宅を供与する。

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
具体的にはその判定が困難な場合が多いと予想されるが、例示すれば、次のとおりである。
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護
 - ② 特定の資産がない失業者
 - ③ 特定の資産がない一人親家庭
 - ④ 特定の資産がない要配慮者
 - ⑤ 特定の資産がない小企業者
 - ⑥ 上記に準ずる経済的弱者等
- (3) 災害時に、現実には本市に居住していること。（住民登録の有無は問わない。）

3 対象者及び入居予定者の選定

- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、市長が行う。
- (2) 入居資格については、第2項の「2 応急住宅に収容する被災者の条件」に掲げる者とするが、選考にあたっては、高齢者、障害者等災害時要援護者世帯に配慮する。
- (3) 市長は、民生委員の意見を聴くなど、被災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、市長がその職務を委任された場合を除き、知事が行う。

※担当【全】住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

（協議先：課税課、高齢者支援課、障害者支援課）

4 応急仮設住宅の管理等

- (1) 建設型応急住宅
 - ① 県（厚政課）が市に委託し、市長が、公営住宅に準じて維持管理する。
 - ② 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
- (2) 賃貸型応急住宅
 - ① 県（厚生課）、民間賃貸住宅の所有者及び入居者との間で定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
 - ② 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
 - ③ 県（厚生課）は、入居契約等に関する事務を市に委任する。

※担当【全】住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

第3項 建設型応急住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、市長に委任して実施する。

※担当【全】建築課、建築指導課

【熊】【鹿】産業土木課

2 建設場所の選定

- (1) 建設場所の選定は、原則として都市整備班（公園花とみどり課）が中心となってい、保健衛生、

交通、教育等について考慮し、あらかじめ選定した建設候補地から、公有地等を優先して建設地を決定する。なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有者と市との間に土地賃貸借契約を締結する。

(2) 建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置場（一次集積所、二次集積所）と調整を図る。

(3) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設にあたっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。（国有財産法第 22 条）

※参考資料 … 応急仮設住宅建設候補地一覧〔資料編 7-9〕

※担当【全】公園花とみどり課

【熊】【鹿】産業土木課

3 建設方法

(1) 応急仮設住宅建設の措置は、県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。

(2) 応急仮設住宅は、県が建築業者と契約して建設する。

(3) 県は、市において建設することが適当と認めたときは、市に対し応急仮設住宅設計図書を示す。

(4) 県は、応急仮設住宅の建設に関して、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会の協力を求めるにあたっては、両協会との協定書に基づいて行う。

(5) 応急仮設住宅の建設にあたっては、二次災害に十分配慮する。

4 建設基準

(1) 延べ床面積

1 戸当たりの床面積は 29.7 ㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

(2) 1 戸建、長屋建、共同住宅のいずれか適当な建て方とする。

また、入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。

(3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

(4) 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。

5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。（県救助総務班と県住宅班が協議して定める。）

6 建設期間

(1) 災害発生の日から 20 日以内に着工する。

(2) 災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。

第 4 項 賃貸型応急住宅

被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間賃貸住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(公社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるにあたっては、各団体との協定に基づいて行う。

また、企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行う。

※担当【全】住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されていることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

※担当【全】高齢者支援課、障害者支援課、観光振興課

第2節 被災住宅の応急修理

第1項 住宅の応急修理を受ける者の条件

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

- (1) 災害発生によって住家が半壊、半焼またはこれらに準ずる程度の損害を受け、雨水の進入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。
- (2) 全壊又は全焼等の被害を受けた者で、修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある者。

2 日常生活に必要な最低限度の部分の修理

災害発生によって住家が半焼又は半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者。(対象者については、第1節第1項「2 入居資格等」に準ずる。)

第2項 対象者の調査及び選定

1 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

市が、現場における目視による確認や被災者の持参する写真等に基づき調査し、県が選定する。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

市が、被災者の資力その他の生活条件を十分調査し、市が発行する罹災証明に基づき県が選定する。

3 上記1.2は場合によっては、県から被災市町への事務委任により実施する

※担当【全】住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

(協議先：課税課、高齢者支援課、生活支援課、障害者支援課)

第3項 応急修理の方法、基準

1 応急修理の方法等

- (1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は、市から被災者に対してブルーシート、ロープ、土のう袋等の資材を給与し、被災者自らの施工により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社)山口県ビルダーズネットワーク、西瀬戸ビルダーズサロン、山口県管工事工業協同組合及び(一社)山口県電業協会、山口県瓦工事業協同組合及び山口県鳶工業連合会との協定に基づき提供された業者名簿を活用する。なお、被災者自ら行う場合は、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・NPO 団体、ボランティア、消防団等の団体の協力を得ることが望ましい
- (2) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、(一社) J B N・全国工務店協会、全国建設労働組合総連合、(一社) 日本鳶工業連合会及び(一社) 災害復旧職人派遣協会に応援を依頼する。
- (3) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施は、市長から建設業者への請負又は市直営工事により行う。建設業者の選定にあたっては、山口県建設労働組合、(一社) 山口県ビルダーズネットワ

ーク、西瀬戸ビルダーサロン、山口県管工事工業協同組合及び（一社）山口県電業協会との協定に基づき提供された業者名簿を活用するものとする。

(4) 大規模災害時において上記の業者で対応できない場合には、（一社）JBN・全国工務店協会、全国建設労働協同組合総連合に応援を依頼する

(5) 以下の他の者が行う応急修理は排除しない。

- ① 家主が借家を修繕する場合
- ② 親類縁者の相互扶助による場合
- ③ 会社が自社所有の住家（寮、社宅等）を修繕する場合

2 修理の範囲

(1) 住家の被害に拡大を防止する緊急の修理

住家の屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等）について、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある部分に限るものとする。

(2) 日常生活に必要な最低限度の部分の修理

日常生活に必要欠くことのできない部分（居室、炊事場、便所等）及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等）に限るものとする。

3 修理の期間

(1) 住家の被害の拡大を防止する緊急の修理

災害発生の日から 10 日以内に完成させるものとする。

(2) 日常生活に必要な最低限度の部分の修理

災害発生の日から 3 ヶ月（災害対策基本法第 24 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては 6 ヶ月以内）以内に完成させるものとする。

(3) 修理の期間の延長

上記 (1)、(2) の期間内に修理を完了できない特殊事情があるときは、知事（厚政課）は、内閣総理大臣に特別基準（期間延長）の協議を行う。

第 3 節 建設資機材等の調達

応急仮設住宅の資機材は、県が関係団体（（一社）山口県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会）の協力を得て調達する。

用材の確保については、県災害本部農林水産対策部林務班が、災害救助部及び土木建築対策部からの依頼により、木材業者団体（（一社）山口県木材協会）又は生産工場を通じて確保する。

第 4 節 公営住宅の応急修理

被災した公営住宅については、各管理者において被害状況を緊急に調査し、応急修理を実施する。

なお、公営住宅の応急修理については、救助法の適用はない。

※担当【全】住宅課

【熊】【鹿】産業土木課

第4章 応急教育活動

大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、総合支援学校、専修学校、各種学校、大学（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。

第1節 文教対策

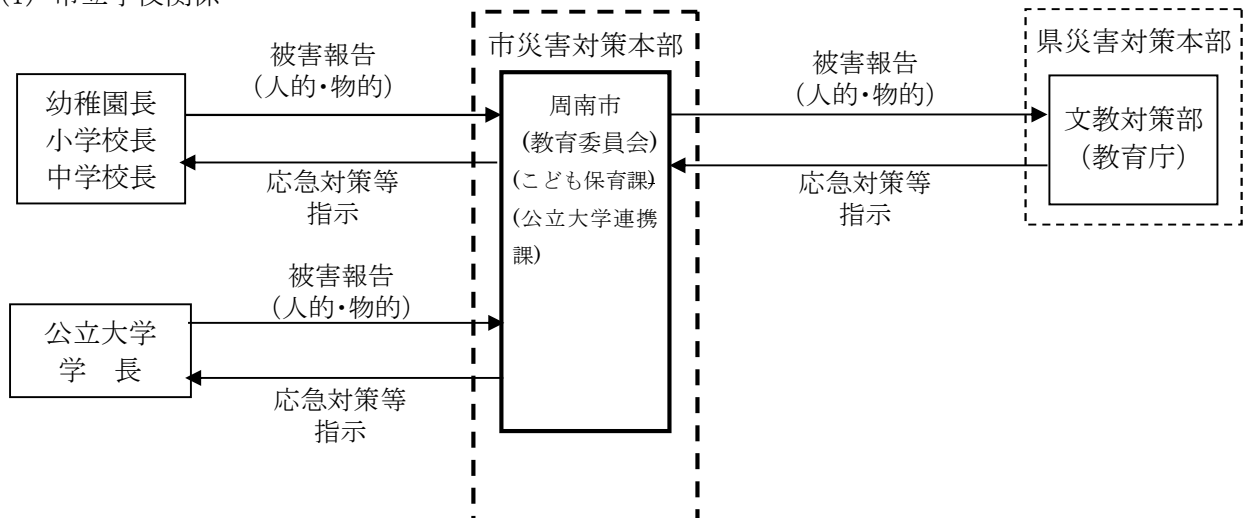
災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全、並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

※担当【全】こども保育課、教育政策課、学校教育課、学校給食課、公立大学連携課

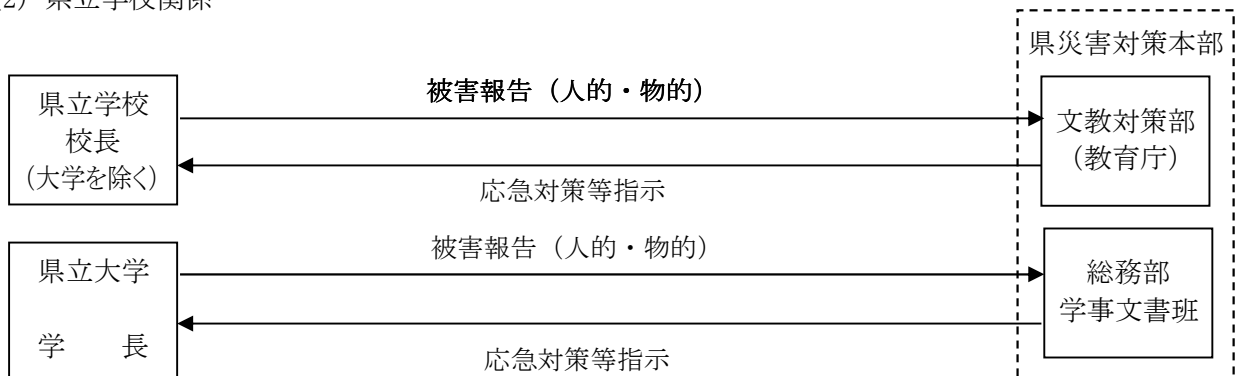
第1項 文教対策の実施

1 文教対策実施系統図

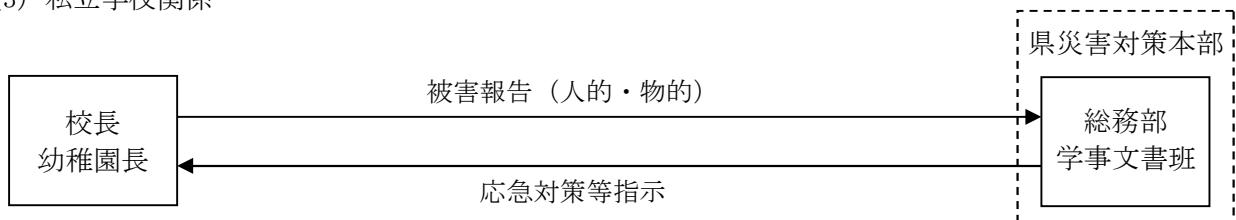
(1) 市立学校関係



(2) 県立学校関係



(3) 私立学校関係



2 被害報告の内容

(1) 被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・総合支援学校児童生徒等被害調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
(2) 報告者、報告系統	第1項「1 文教対策実施系統図」による。
(3) 学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」による。

※参考資料 … 学校被害状況報告様式〔資料編 5-9〕

第2項 児童生徒等の安全対策

市（教育委員会、こども保育課、公立大学連携課）及び県（教育庁各課、学事文書課）（以下「市教育委員会等」と

いう。）は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

- ＜取組の主な視点＞
- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
 - イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
 - ウ 安全に関する教職員研修の充実
 - エ 通学路の安全点検
 - オ 家庭・地域社会との連携強化
 - カ ボランティア活動の推進
 - キ 自他の生命を尊重する態度の育成
 - ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

市教育委員会等は、所管する学校等における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

(1) 事前対応

① 学校等における災害応急対策計画の策定指導

市教育委員会等は、校長又は園長（以下「校長等」という。）に学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともに、それを児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

- ア 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- イ 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- ウ 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- エ 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）

- オ 連絡体制（県・市教育委員会、警察署、消防本部（団）及び保護者への連絡体制）
- カ 避難指示及び避難誘導（避難場所（２次避難場所）、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- キ 実験・実習中の対策
- ク 火元の遮断と初期消火活動
- ケ 救護活動（児童生徒等、避難者）
- コ 避難所の開設・運営（市との連絡体制・初動対応）
- サ 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- シ 総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引き渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等）

② 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施する。

学校等における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

- ア 総合防災訓練（県によるもの）
- イ 地域防災訓練（市、防災関係機関等によるもの）
- ウ 学校等で行う訓練（市立学校、県立学校は毎学期１回以上の実施）

③ 学校施設設備及び通学路の安全点検

校長等は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておく。

ア 防災上必要な設備等の点検整備

区 分	内 容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生徒用）

イ 破損、火災等による被害防止

区 分	該当施設	点 検 確 認 事 項 等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験用具 医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無、ボンベ転倒の有無
石油・ガス ストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作動の有無
食器類	調理室・給食室	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室・給食室・実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械 工作用具類	実習室	転倒、落下の有無

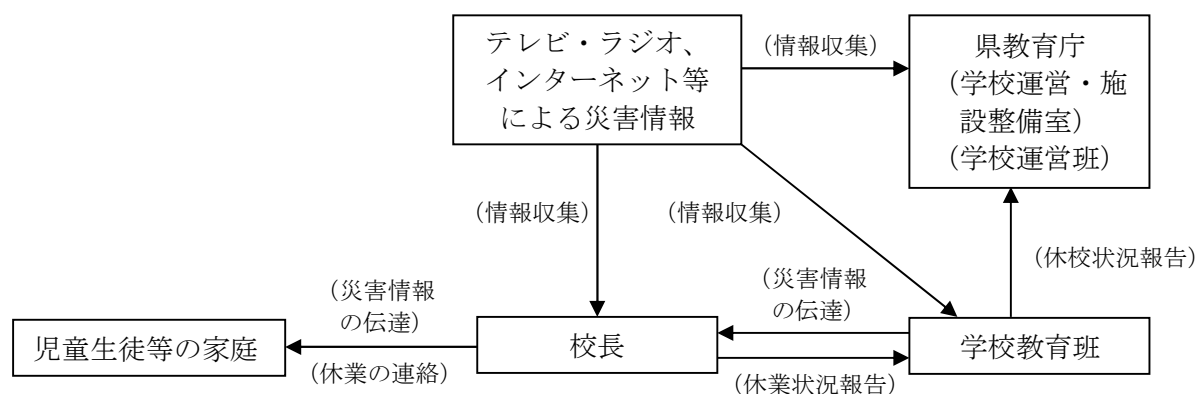
テレビ	教室・視聴覚教室	転倒、落下の有無
コンピュータ類	教室・コンピュータ室	転倒、落下の有無

④ 気象情報の収集

学校等は、市教育委員会等及びテレビ・ラジオ、インターネット等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ、連絡網により、児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前までに決定し、連絡することとする。

なお、校長等は、休校を決定した場合は、市立学校は市教育委員会に、県立学校は県教育庁に、私立学校及び県立大学は県総務部に、その旨の報告を行う。市教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に、休校の状況を報告する。



※参考資料 … 休校状況報告様式〔資料編 5-10〕

(2) 災害時の対応

① 市教育委員会等が行う措置

ア 市教育委員会等は、所管する学校の「応急対策計画」の作成にあたり、指導助言及び支援し、円滑に実施できるよう努める。

イ 学校教育施設の確保を図るため、下記(4)に記述する学校施設の応急復旧及び学校施設の被害に応じた施設確保について必要な措置を実施し、又は指導、助言を行う。

なお、災害が大規模または広域にわたるため、市教育委員会等個別での対応が困難な場合は、必要に応じて県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：県義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

ウ 市教育委員会等は、市民センター等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握する。

② 校長等が行う措置

ア 校長等は、災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

a 学校等の管理する危険物安全措施

学校等が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止、又は安全な場所への移動等、必要な措置を講じる。

b 保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

- ・飲料水汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
- ・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
- ・被災地域における感染症予防上の措置

イ 校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、その都度、災害速報を、様式により第1項1「文教対策実施系統図」により、市教育委員会等に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うが、被害の状況により必要があるときは、市本部又は地域住民等の協力を求める。

災害速報を、被害等の把握の都度報告する。

ウ 校長等は、状況に応じ市教育委員会等と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

なお、校長等は休校を決定した場合は、速やかに市教育委員会等にその旨の連絡を行い、市教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告する。

エ 校長等は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。

なお、確保については下記(4)②に記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行う。

オ 校長等は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、県（教育庁各課・学事文書課）又は市教育委員会等に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。

カ 校長等は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、市に応援を求める。

(3) 災害復旧時の対応

① 市教育委員会等が行う措置

ア 市教育委員会等は、授業再開に必要な対策について、所管する学校等を指導助言及び支援する。

ア 学習場所の確保等

ｂ 教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、県への応援要請等の措置）

ｃ 教科書等の供給

イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期す。

この場合において、人員等が不足するときは、本部班（防災危機管理課、人事課）に職員の応援を求めるなどして人員の確保を図る。

ウ 市は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒等についての教育事務の委託を、隣接市町に対して行うことができる。

エ 市教育委員会等及び県（教育庁各課・学事文書課）は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を、他の都道府県及び市町村教育委員会に依頼する。

② 校長等が行う措置

ア 校長等は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、市教育委員会等及び県（教育庁各課・学事文書課）と連絡し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

イ 校長等は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定めて実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして必要な指導を行う。

ウ 校長等は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、市教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあつせん依頼を行う。

エ 校長等は、災害復旧の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ 校長等は、授業再開にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

(4) 被災後の教育施設等の確保

① 学校施設の応急復旧	ア 施設の安全点検と危険箇所の表示
	イ 応急復旧計画の樹立等の措置
	ウ 応急復旧のための設備及び資材の確保

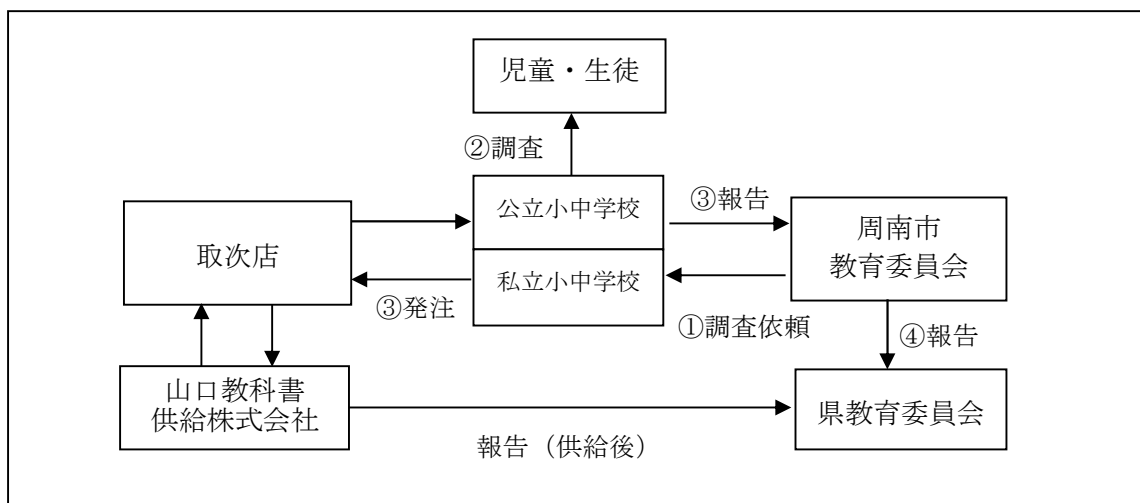
	エ 被害状況の詳細な記録（写真等） オ 現地指導員の派遣 カ 学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
② 学校施設の被害に応じた施設確保の基準	ア 応急的な修理で利用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 イ 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 ウ 校舎の大部分が使用できない程度の場合 市民センター等公共施設の利用、又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた市民センター等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第3項 児童生徒等の援助

1 教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年4月8日付け文初管第211号）による。

＜教科書の供給幹線系統図＞



2 災害救助法適用の場合の学用品の給与（市教育委員会等）

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し、次のような措置が講じられる。

(1) 給与対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中等部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期課程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(2) 給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた市長が、教育委員会及び校長等の協力を得て、調達から配分までの業務を学校を通じて行う。

(3) 給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

① 教科書及び教材

ア 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書

イ 教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

③ 通学用品

傘、靴、長靴等

④ その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

(4) 学用品給与の時期

① 教科書・教材

災害発生の日から1ヵ月以内

② 文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

① 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教育委員会又は市教育委員会へ報告する。県教育委員会及び市教育委員会は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

② 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の設置者及び管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

③ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

① 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校または共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

② 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。

なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

③ 調理従事者の確保及び健康診断

市教育委員会等は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。

また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

④ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校または共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従業者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

① 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校又は市で対応できない場合は、県教育委員会及び市教育委員会による対策チーム（リーダー：県学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

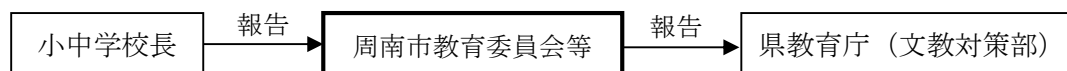
② 県教育委員会及び市教育委員会は、各学校及び共同調理場の調整能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握する。

4 児童生徒等に対する就学援助（市教育委員会等）

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護及び準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」に基づく援助措置が講じられる。

① 援助を必要とする児童、生徒数の把握



② 援助措置の内容

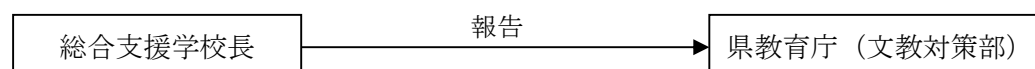
児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費

(2) 被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため、「総合支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

① 援助を必要とする児童、生徒数の把握



※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による。

② 援助措置の内容

ア 児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学に要する交通費

イ 援助額

全部または一部

ウ 交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長等が提出する。

5 授業料等の減免及び学資貸与

(1) 県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料条例等）

① 生徒等の被災状況の調査報告

ア 県立高等学校は、校長が県立高等学校生徒被災状況報告書により、県教育委員会（文教対策部）へ報告する。

イ 県立大学については、県学事文書課へ報告する。

② 減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校へ通知する。

県立大学については、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

(2) 私立高等学校生徒に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

(3) 奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ、山口県人づくり財団及び日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

6 周南公立大学生に対する授業料等の減免及び学資貸与等

(1) 授業料等の減免

高等教育の就学支援新制度では、災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の見込みにより審査することで、授業料の減免の措置が講じられる。

(2) 学資貸与等

日本学生支援機構等により、災害等の影響で家計が急変した場合には、緊急採用・応急採用の奨学金貸与の措置や、支援金支給の措置が講じられる。

第2節 災害応急活動

学校等は、平常時においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、地域住民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第1項 避難所としての活動

(1) 学校等が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行う。

(2) 教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

(3) 教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

※担当【全】課税課、収納課、こども保育課、教育政策課、学校教育課、学校

第2項 避難所としての施設設備の整備

市地域防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

※担当【全】防災危機管理課、こども保育課、教育政策課、学校教育課、公立大学連携課

1 情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、インターネット等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

2 必要な設備の整備

学校等が避難所として防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等

必要に応じ、防災機能の整備を図る。

3 必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、市本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第5章 災害警備活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持にあたる。

なお、実施機関は、陸上警備対策については警察、海上警備対策については海上保安庁である。

第1節 警察による陸上警備

本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

第1項 警備体制（災害警備計画）

1 職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集する。

2 警備体制の種別

(1) 災害警備連絡室（第1次）

大雨、暴風、高潮等の気象警報（津波・大津波・波浪・暴風（海上）の警報を除く）が発せられたとき

(2) 災害警備本部（第2次）

大雨、暴風、高潮等の気象警報が発せられ、非常災害警備本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生が予想されるとき

(3) 非常災害警備本部（第3次）

大雨、暴風、高潮等の気象警報が発せられ、大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき

3 警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。県に災害対策本部が設置された場合には、県災害警備本部は県本部の公安部としての活動を実施する。

4 災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第2項 警備対策（災害警備計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプター等による上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集にあたる。

(2) 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2 救出救助活動等

(1) 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。
また、被害の状況により他都道府県警察の広域緊急援助隊の応援を要請する。

(2) 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるよう配慮する。

(3) 行方不明者の搜索等

行方不明者の搜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3 避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、市等の関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。

また、障害者等の災害時要援護者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。

4 危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。

また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第 76 条第 1 項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

(2) 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど交通総量の削減措置を講じる。

(3) 緊急交通路等機能の確保

① 災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第 76 条の 3 に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

② 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる。

6 遺体搜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の搜索に協力する。

また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7 二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災対本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。

8 社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。

また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9 災害情報等の伝達

(1) 被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

(2) 相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口の設置等を行う。
また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

10 通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図る。

第2節 海上保安部による海上警備

第1項 治安の維持

徳山海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第2項 海上交通安全の確保

徳山海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行う。
- (2) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (3) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
- (4) 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
- (5) 水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

- (7) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第3項 通信の確保

徳山海上保安部は、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じる。

- (1) 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
- (2) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- (4) 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
- (5) 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。
- (6) 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。